

沿岸市町村の災害廃棄物処理の進捗状況

平成24年4月23日

県	沿岸市町村の災害廃棄物処理の進捗状況	県への事務委託注1	がれき推計量注2 (千t)		仮置場への搬入状況			解体により生じるものを除く 搬入率 (%)	解体により生じるものを含む			処理・処分状況			
			うち家屋等解体によるがれき推計量(解体済のものを含む)		仮置場設置数	仮置場面積 (ha)	搬入済量注3 (千t)		搬入率 (%)	搬入率 (%)	目標期日注4	目標達成状況注5	処理・処分量計 (千t)注6	処理・処分割合 (%)	目標期日
岩手県	洋野町(ひろのちよう)		* 15	3	1	3.0	15	100%	100%	H24.3	○	6	44.8%	H24.6	
	久慈市(くじし)		* 96	20	4	5.0	96	100%	100%	H23.10	◎	28	29.4%	H26.3	
	野田村(のだむら)	有	* 140	10	9	11.0	140	100%	100%	H24.3	◎	8	5.5%	H26.3	
	普代村(ふだいむら)		* 19	2	2	2.0	19	100%	100%	H24.3	◎	7	35.7%	H26.3	
	田野畑村(たのはたむら)	有	* 86	20	3	4.0	86	100%	100%	H24.9	○	6	6.4%	H26.3	
	岩泉町(いわいずみちよう)	有	* 42	5	1	4.0	42	100%	100%	H24.3	○	0	0.0%	H26.3	
	宮古市(みやこし)	有	* 715	140	9	30.0	645	100%	90%	H24.9		31	4.4%	H26.3	
	山田町(やまだまち)	有	* 399	40	19	18.0	395	100%	99%	H25.3*		24	6.1%	H26.3	
	大槌町(おつちちよう)	有	* 720	40	17	31.0	720	100%	100%	H25.3*		19	2.7%	H26.3	
	釜石市(かまいしし)		762	400	12	33.2	381	100%	50%	H25.3*		21	2.7%	H26.3	
	大船渡市(おおふなとし)		756	130	14	36.0	717	100%	95%	H24.8*		276	36.5%	H26.3	
	陸前高田市(りくぜんたかたし)	有	* 1,016	90	14	83.0	934	100%	92%	H24.10*		118	11.6%	H26.3	
	計		4,766	900	105	260	4,190	100%	88%	—	—	544	11.4%	—	
宮城県	気仙沼市(けせんぬまし)	有	1,367	330	21	43.3	1,349	100%	99%	H24.3		25	1.9%	H26.3	
	南三陸町(みなみさんりくちよう)	有	* 560	260	15	15.9	322	100%	58%	H25.3*		10	1.8%	H26.3	
	女川町(おながわちよう)	有	444	251	4	5.8	430	100%	97%	H24.3		144	32.5%	H26.3	
	石巻市(いしのまきし)	有	6,163	4,700	23	166.3	3,073	100%	50%	H25.3*		537	8.7%	H26.3	
	東松島市(ひがしまつしまし)	有	1,657	1,300	5	51.8	1,249	100%	75%	H25.3*		39	2.4%	H26.3	
	利府町(りふちよう)		* 15	10	5	4.8	15	100%	100%	H24.1	◎	15	100%	H26.3	
	松島町(まつしままち)		* 81	72	5	1.9	43	100%	53%	H24.3		38	46.4%	H26.3	
	塩釜市(しおがまし)	有	* 251	100	3	5.8	249	100%	99%	H24.3		0	0.0%	H26.3	
	七ヶ浜町(しちがはままち)	有	333	50	4	12.2	268	96%	80%	検討中		41	12.4%	H26.3	
	多賀城市(たがじようし)	有	* 550	401	8	10.8	382	100%	69%	検討中		24	4.3%	H26.3	
	仙台市(せんだいし)		1,352	450	3	103.4	1,315	100%	97%	H25.3*		236	17.5%	H26.3	
	名取市(なとりし)	有	* 636	50	3	41.6	636	100%	100%	H24.3	○	194	30.5%	H26.3	
	岩沼市(いわぬまし)	有	520	90	18	54.8	515	100%	99%	H24.3		0	0.1%	H26.3	
	亶理町(わたりちよう)	有	* 1,267	10	5	86.1	1,258	100%	99%	H24.3		25	2.0%	H26.3	
山元町(やまもとちよう)	有	533	340	21	66.5	524	100%	98%	H24.3		0	0.0%	H26.3		
計		15,729	8,414	143	671	11,629	99%	74%	—	—	1,329	8.5%	—		
福島県	新地町(しんちまち)		* 94	5	4	7.2	92	100%	97%	H24.3		25	26.3%	H26.3	
	相馬市(そうまし)		** 250	23	2	31.1	243	100%	97%	H24.3		16	6.5%	H26.3	
	南相馬市(みなみそうまし)		640	30	8	42.9	503	82%	79%	H25.3*		7	1.1%	H26.3	
	浪江町(なみえまち)		** 178	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	双葉町(ふたばまち)		** 12	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	大熊町(おおくままち)		** 29	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	富岡町(とみおかまち)		** 47	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	楡葉町(ならはまち)		** 25	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	広野町(ひろのまち)		** 36	25	1	3.0	22	100%	61%	H24.7*		5	14.7%	H26.3	
	いわき市(いわきし)		* 700	550	18	23.8	555	100%	79%	H25.3*		109	15.5%	H26.3	
計		2,011	633	33	108.0	1,414	69%	70%	—	—	162	8.1%	—		
岩手、宮城、福島3県合計			22,506	9,947	281	1,039	17,233	97%	77%	—	—	2,036	9.0%	—	

- 注1) 県への事務委託: 主に仮置場搬入後の処理について、地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき事務の委託を行っている場合は「有」と記載。
- 注2) がれき推計量: 衛星画像を用いて浸水区域を特定し、これをもとに、環境省において津波により倒壊した家屋等のがれき量を推計したもの。なお、がれきの仮置場への搬入が概ね終了している市町村等については、搬入済量を基にして推計したがれき量を計上(該当の市町村には*印)、福島県の警戒区域内の市町村等については、現地調査を基にして推計したがれき量を計上(該当の市町村には**印)。
- 注3) 搬入済量: 平成24年4月9日現在で県を通じて把握がなされた仮置場への搬入済量を集計したもの。なお、この搬入済量には、家屋等解体により発生したがれきで撤去が完了したもの及び農地等のがれき撤去に付随して搬入された津波堆積物も含まれている。
- 注4) 目標期日: 東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針(マスタープラン)において、平成24年3月末までを目途に移動することを目標としているが、仮置場への搬入については、浸水している農地において重機作業が困難である場合などにより、災害廃棄物の仮置場への移動完了目途について個別目標を定めている。また、宮城県仙台市、石巻市、岩手県釜石市、福島県いわき市等については、損壊家屋等の解体量が多く、大規模な建物が含まれ解体に時間を要することから、各市町村の解体に時間を要するため、災害廃棄物の仮置場へ移動完了目途について個別目標を定めている。これらの個別目標については、遅くとも平成25年3月末までを目途に完了させる。
- 注5) 目標達成状況について ○については、搬入率が100%であっても、解体・処理すべき公共の建物等が残っている場合があり、その解体・処理が完了した段階で、目標達成◎とする。(松島町については、家屋等の解体による災害廃棄物の発生が、今後、追加的に見込まれるため、目標未達成としている。)
- 注6) 処理・処分量計: 破碎・選別等により有価売却、原燃料利用、焼却やセメント焼成、埋立処分等により処理・処分された量。

2. 災害廃棄物処理の進捗状況(宮城県)

2012/4/16

<災害廃棄物撤去の進捗状況>

➢ 4/16現在、沿岸市町村の仮置場への搬入済量は、合計で約1,159万t。災害廃棄物推計量約1,569万tの約74%。解体を除いた災害廃棄物の撤去率は約99%。

<中間処理以降の進捗状況>

➢ 処理・処分量は約129万tであり、災害廃棄物推計量に対し約8.2%。

➢ 石巻市では木くずを、市内リサイクル業者にて受入れ実施(400t/日)。

➢ 仙台市では地元の業者と契約し6万トンのコンクリートがらを破碎して再資源化を実施。石巻市では石巻市工業港の造成に利用する計画あり。

➢ 多賀城市では、2月1日から中間処理施設が稼働しており、バイオマス燃料として木材チップを搬出(60t/日)。津波堆積物を改質し、建築資材として利用予定。

➢ 県、八戸市、八戸セメントの3者で協定を締結し、3月21日から本格搬出開始。

➢ 気仙沼市では、木くずについて山形県村山市の木質バイオマスリサイクル工場に燃料として搬出。また、2月20日から青森県内へも搬出。

➢ 宮城県、東京都及び(財)東京都環境整備公社の3者で協定を締結し、女川町の木くずなど可燃性ごみを、25年3月まで約10万トン进行处理予定。3月1日から、本格搬出開始。



(県内の仮置場設置状況)
(撤去前と撤去後(石巻市))



○災害廃棄物処理の実行計画等

➢ 県へ委託を行っている市町について、4ブロックに分けて処理を実施。

■ 石巻ブロック(石巻市、東松島市、女川町)

中間処理: 破碎・選別施設、仮設焼却炉(5基: 1500t/日)を設置予定*1(23年9月契約)、5月中旬に試運転開始予定。

■ 亘理名取ブロック(名取市、岩沼市、亘理町、山元町)

中間処理: 破碎・選別施設、仮設焼却炉(12基: 1210t/日)の設置*2(23年10月契約)、亘理処理区は3月24日に試運転開始。名取処理区は3月30日に試運転開始。岩沼処理区は4月17日に試運転開始。山元処理区は4月23日に試運転開始予定。

■ 宮城東部ブロック(塩竈市、多賀城市、七ヶ浜町)

中間処理: 破碎・選別施設、仮設焼却炉(2基: 320t/日)を設置予定(23年12月に契約を締結)*3

■ 気仙沼ブロック(気仙沼市、南三陸町)

中間処理: 破碎・選別施設、仮設焼却炉を設置予定。南三陸町内の中間処理について24年3月に契約を締結*4(仮設焼却炉3基: 285t/日)。

気仙沼市の中間処理については、3月27日~4月10日までプロポーザル募集。4月下旬技術提案審査結果通知・公表予定。

■ 仙台市

中間処理: 破碎・選別、仮設焼却炉を3か所(合計480t/日)設置(うち、2か所が10月~稼働、1か所が12月~稼働)

➢ スケジュール: 災害廃棄物の撤去: 平成24年3月末まで
" 処理: 平成26年3月末まで

*1. 鹿島建設(株)JV *2. 名取処理区: 西松建設(株)JV(仮設焼却炉2炉190t/日)、岩沼処理区(株)間組JV(仮設焼却炉3炉195t/日)、亘理処理区(株)大林組JV(仮設焼却炉5炉525t/日)、山元処理区(株)フジタJV(仮設焼却炉2炉200t/日) *3. JFEエンジニアリング(株)JV *4. 清水建設(株)JV

【宮城県】災害廃棄物処理量に関して

県内 ◀

▶ 県外

再生利用等

木質ボード、ボイラー燃料等 ← 木くず
 復興資材等 ← コンクリートくず
 鉄鋼原料等 ← 金属くず

◆スケジュール

撤去：平成24年3月末まで

処理：平成26年3月末まで

※宮城県災害廃棄物処理詳細計画（第1次案）（平成23年7月）に基づき実施

1次仮置場

仮置き

粗選別

2次仮置場

破碎・選別

廃棄物



不燃系混合物

全体量：539.0万t

137.3万t



可燃系混合物

全体量：225.1万t

133.3万t



柱材・角材

全体量：219.6万t

73.4万t

※赤字が広域処理希望量

広域処理

広域処理
希望量

344万t

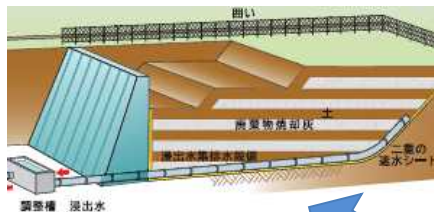
処理・処分先

リサイクル等

セメント材料

最終処分場

処分場



再生利用

焼却能力合計：
3,315t/日

168.2万t



広域処理の推進に向けた取組

H24年4月23日現在

H23. 4. 8	環境副大臣から都道府県知事に対して災害廃棄物の受入協力要請
H23. 8. 11	「災害廃棄物の広域処理の推進に係るガイドライン」とりまとめ（以降 10. 11、11. 18、H24. 1. 11 一部改定）
H23. 10. 4	災害廃棄物の広域処理推進会議（43 都道府県、74 市区町村、約 170 人が参加）・・・細野環境大臣より協力を呼びかけ
H23. 11. 2	災害廃棄物の広域処理の受入検討状況調査（10 月 7 日付で全国の自治体に依頼）の中間報告を公表
H23. 11. 21	全国都道府県知事会議・・・野田総理、細野環境大臣より協力を呼びかけ
H23. 12. 1	野田総理が記者会見で広域処理の協力を要請
H23. 12. 10	市町長を対象とした静岡県の広域処理説明会にて高山政務官が改めて協力を要請
H23. 12. 16	災害廃棄物の広域処理に関するパンフレットを全国の自治体へ配布
H23. 12. 22	細野環境大臣が静岡県市長会で協力を呼びかけ
H23. 12. 24	細野環境大臣が、静岡県島田市長との面会及び地元自治会との意見交換
H24. 1. 16	災害廃棄物の広域処理に関するホームページの公開
H24. 1. 24	全国市長会、全国町村会、全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会及び全国町村議会議長会に対して、細野環境大臣から広域処理について協力を依頼
H24. 1. 25	細野大臣が神奈川県知事と会談し、改めて協力を要請
H24. 1. 28	細野環境大臣が宮城県内の災害廃棄物の処理状況を視察
H24. 2. 10	野田総理が記者会見で再度広域処理への協力を要請
H24. 2. 14	細野環境大臣が復興推進会議で各閣僚の地元自治体などに受入れを働きかけるよう要請
H24. 2. 16	細野環境大臣が静岡県島田市において試験的に溶融される災害廃棄物の処理を視察
H24. 2. 24～ H24. 2. 28	細野環境大臣が国民新党、共産党、自民党、公明党、社民党、みんなの党に対し協力要請
H24. 3. 4	野田総理が日本テレビ「真相報道バンキシャ」において、受入れ自治体向けの支援措置を表明

H24. 3. 9	広域処理に積極的な自治体首長有志による「みんなの力でがれき処理」プロジェクト発起人会開催
H24. 3. 11	野田総理が記者会見において、被災3県以外の全都道府県に被災地の災害廃棄物の受入れを法に基づく文書で正式に要請し、基準等を定める等新たな取組を進めていく旨を表明
H24. 3. 13	「災害廃棄物の処理の推進に関する関係閣僚会合」（議長：総理）を開催
H24. 3. 16	野田総理及び細野環境大臣より、災害廃棄物処理特措法に基づく受入れ要請の文書を、まだ受入れを表明していない道府県及び政令市に対し発出①
H24. 3. 16 H24. 3. 17	細野環境大臣が群馬県知事及び吾妻東部衛生施設組合（中之条町・東吾妻町・高山村）管理者等に協力要請
H24. 3. 23	野田総理及び細野環境大臣より、受入れ要請の文書を、群馬県、神奈川県、静岡県 の3県及び、同県内の5政令市に対し発出②
H24. 3. 30	野田総理及び細野環境大臣より、受入れ要請の文書を、青森県、秋田県、山形県、埼玉県、大阪府の5府県及び、同府県内の3政令市に対し発出③
H24. 4. 10	全国都道府県議会議長会役員会・・・横光環境副大臣及び福田総務大臣政務官より協力要請
H24. 4. 11	全国市長会理事会・・・細野環境大臣及び福田総務大臣政務官より協力要請
H24. 4. 16	国と地方の協議の場（平成24年度第1回臨時会合）の開催・・・横光環境副大臣及び福田総務大臣政務官より協力要請
H24. 4. 17	「災害廃棄物の処理の推進に関する関係閣僚会合」（第2回）・・・総理の協力要請に対する各自治体の回答を踏まえた今後の取組方針を提示
H24. 4. 17	東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理に関する基準等に係る告示を公布
H24. 4. 23	細野環境大臣が宮城県・岩手県知事と面会し、総理の協力要請結果を踏まえた今後の広域処理の推進について文書を手交し意見交換
H24. 4. 23	総理の協力要請に御回答いただいた全自治体に対し、お礼と今後の方針を文書にて通知

※上記の他、環境省では、広域処理に関するQ & A及び説明資料の作成や、地方公共団体等の説明会への職員・専門家の派遣等により、災害廃棄物の広域処理における安全性について周知を図っている。

広域処理に関する地方自治体の状況

H24.4.25 時点で把握しているもの

1. 災害廃棄物の受入れを行っている地方自治体の状況

(1) 東京都 [H23. 9. 28 に受入表明 (約 50 万トン)]

- 岩手県・宮城県分の受入れについて、H25 年度末までに 50 万トンを予定。

<岩手県の災害廃棄物について>

- 岩手県分の受入れ発表 (先行事業分 1 千トン、本格事業分 1 万トン) (H23. 9. 28)。
- 岩手県宮古市分を民間施設にて処理 (先行事業分約 920 トン) (H23. 11. 2~30)。
- 本格処理 (7, 122 トン) (H23. 12~3)。
- 岩手県宮古市分を受入れ予定 (12, 000 トンを都内 3 社により処理予定。) (H24. 4~6)。

<宮城県の災害廃棄物について>

- 宮城県分の受入れ発表 (H25. 3. までに女川町分約 10 万トン受入れ予定。) (H23. 11. 24)。
- 宮城県女川町分を試験焼却として処理 (H23. 12. 7~19)。東京二十三区清掃一部事務組合により本格実施 (H24. 3. 1~)。

(2) 山形県 [H24. 3. 30 に国より協力要請 (約 15. 0 万トン)]

- 「災害廃棄物等の山形県内への受入れに関する基本的な考え方」表明 (H23. 8. 11)。
- 県内の民間施設にて、宮城県多賀城市、気仙沼市、仙台市、石巻市、松島町、岩手県釜石市分受入れ実施中 (H24. 2 月末現在、約 5 万トン処理)。
- 山形市の民間施設にて宮城県岩沼市の木くずを受入れ (約 6, 000 トンを処理予定) (H24. 4. 25~H25. 3)。

(3) 青森県 [H24. 3. 30 に国より協力要請 (約 11. 6 万トン)]

<宮城県南三陸町の災害廃棄物について>

- 青森県三戸町の民間施設にて、宮城県南三陸町の災害廃棄物受入れ (不燃物約 5, 000 トン) (H23. 8. 9~H24. 3. 28)

<宮城県気仙沼市の災害廃棄物について>

- 宮城県気仙沼市内分の受入れについて、関係 5 自治体で合意書締結 (木くず約 3, 960 トン / 民間施設にて処理) (H24. 2. 17)。搬出開始 (H24. 2. 20~)。

<八戸セメント株式会社における受入について>

- 青森県八戸市が受入れ方針を表明 (H23. 11. 24)。
- 岩手県と宮城県が各々八戸市及び八戸セメント株式会社と 3 者間で基本協定を締結し、八戸セメント株式会社にて岩手県野田村及び宮城県石巻市分の試験処理を実施する旨発表 (H24. 3. 1)。
- 宮城県石巻市分の試験処理を八戸セメント株式会社にて実施 (廃飼料約 10 トン) (H24. 3. 9) 本格処理を実施中 (19, 000 トン) (3. 22~)。

- 岩手県野田村分の試験処理を八戸セメント株式会社において実施（木質系、可燃系、不燃系約 15 トン）（H24. 3. 23～）。

（４）秋田県 [H24. 3. 30 に国より協力要請（約 13.5 万トン）]

＜岩手県宮古市の災害廃棄物について＞

- 大仙美郷環境事業組合（大仙市、美郷町）の施設にて、岩手県宮古市の木くず 20 トンを試験的に処理（H24. 3. 26～H24. 3. 28）。本格受入開始（H24. 4. 23～2 年間で可燃系混合物（木質系）5,200 トン処理予定）。

＜その他検討状況＞

- ・ 試験処理：岩手県との基本協定を締結（H24. 2. 7）。基本協定に基づき、野田村の災害廃棄物 56,500 トン、宮古市分 5,200 トンの処理を受託（H24. 3. 8）。秋田市長が 5 月中旬に燃焼試験を実施することを表明（H24. 3. 22）。
- ・ 受入表明：秋田県（H23. 12. 8）、仙北市（H24. 2. 28）
- ・ 受入検討：由利本荘市（H24. 2. 17）、横手市（H24. 2. 21）、能代市（H24. 2. 29）、大館市（H24. 3. 5）、鹿角市（H24. 3. 7）

2. 災害廃棄物の受入れを検討している主な地方自治体の状況

（１）北海道

- ・ 受入検討：稚内市（H24. 3. 8）、登別市（H24. 3. 14）、奥尻町（H24. 3. 15）、苫小牧市（H24. 3. 19）、南部桧山衛生処理組合（江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町）（H24. 3. 22）

（２）新潟県

- ・ 受入検討：新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、新発田市（H24. 3. 31）

（３）群馬県 [H24. 3. 23 に国より協力要請（約 8.3 万トン）]

- ・ 試験処理：吾妻東部衛生施設組合（中之条町、東吾妻町、高山村）は、試験処理を 4 月 10～12 日の 3 日間実施（H24. 4. 13）。
- ・ 受入表明：吾妻東部衛生施設組合（H24. 4. 17/宮古市分 1,100 トン）
- ・ 受入検討：中之条町（H24. 1. 25）、桐生市（H24. 3. 27）

（４）栃木県

- ・ 受入検討：宇都宮市（H24. 3. 26）鹿沼市（H24. 3 月）

（５）埼玉県 [H24. 3. 30 に国より協力要請（約 5.0 万トン）]

- ・ 試験処理：埼玉県が、太平洋セメント株式会社熊谷工場及び埼玉工場、三菱マテリアル株式会社横瀬工場にて、岩手県野田村（木くず）のセメント資源化処理を実施する旨発表（H24. 3. 1）。3 カ所のセメント工場で岩手県野田村分の木くず約 84 トン

ンを試験処理(H24. 3. 25)。

- ・受入検討：埼玉県 (H23. 12. 8)

(6) 神奈川県 [H24. 3. 23 に国より協力要請 (約 12.1 万トン)]

- ・受入検討：神奈川県 (H23. 12. 20)、川崎市 (H24. 2. 20)
- ・その他：知事が災害廃棄物の被災地 (岩手県宮古市、宮城県南三陸町) の処理状況を視察 (H24. 1. 7)。

(7) 山梨県

- ・受入検討：韮崎市、大月市 (H24. 3. 12)、甲府市 (H24. 4. 6)、富士吉田市 (H24. 4. 6)、上野原市 (H24. 4. 6)、山中湖村 (H24. 4. 6)、中巨摩地区広域事務組合 (H24. 4. 6)、峡北広域行政事務組合 (H24. 4. 6)、峡南衛生組合 (H24. 4. 6)、大月都留広域事務組合 (H24. 4. 6)

(8) 静岡県 [H24. 3. 23 に国より協力要請 (約 7.7 万トン)]

- ・試験処理：岩手県、静岡県、島田市の間で覚書を締結 (H24. 2. 1)。島田市が災害廃棄物 10 トンについて試験処理を実施 (H24. 2. 16)。静岡市 (H24. 2. 28)、裾野市 (H24. 3. 2) が災害廃棄物の試験焼却を実施する方針を発表。静岡県が災害廃棄物の試験焼却に係る全体計画を公表。静岡、浜松、富士宮、富士及び裾野市の計 5 市が H24. 5～7 月に計 128 トンを焼却予定 (H24. 4. 13)。
- ・受入表明：島田市 (山田町分年間 5,000 トン) (H24. 3. 15)、裾野市 (H24. 4. 4)
- ・受入検討：静岡県市長会、町村会 (H23. 11. 10)

(9) 富山県

- ・受入検討：富山市 (H24. 2. 1)、高岡市 (H24. 3. 6)、朝日町 (H24. 3. 16)、小矢部市 (H24. 3. 24)、富山地区広域圏事務組合 (富山市、滑川市、立山町、上市町、舟橋村) (H24. 4. 6)、新川広域圏事務組合 (魚津市、黒部市、入善町、朝日町) (H24. 4. 6)
- ・その他：岩手県との覚書を締結 (H24. 4. 9)

(10) 石川県

- ・受入検討：輪島市 (H24. 1. 17)、金沢市 (H24. 4. 6)

(11) 福井県

- ・受入検討：高浜町 (H23. 12. 8)、敦賀市 (H24. 2. 23)、大野市 (H24. 3. 11)、おおい町 (H24. 3. 13)、坂井市 (H24. 3. 13)、勝山市 (H24. 3. 27)

(12) 岐阜県

- ・受入検討：安八町 (H24. 3. 16)、白川町 (H24. 3. 19)、大垣市 (H24. 4. 6)、多治見市 (H24. 4. 6)、関市 (H24. 4. 6)、中津川市 (H24. 4. 6)、瑞浪市 (H24. 4. 6)、恵那市 (H24. 4. 6)、美濃加茂市 (H24. 4. 6)、土岐市 (H24. 4. 6)、可児市 (H24. 4. 6)、山県市 (H24. 4. 6)、瑞穂市 (H24. 4. 6)、笠松町 (H24. 4. 6)、垂井町 (H24. 4. 6)、揖斐川町 (H24. 4. 6)、大野町 (H24. 4. 6)、池田町 (H24. 4. 6)、八百津町 (H24. 4. 6)、白川町 (H24. 4. 6)、東村川村 (H24. 4. 6)、可茂衛生施設利用組合（美濃加茂市、可児市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町） (H24. 4. 6)、西濃環境整備組合（大垣市、瑞穂市、本巣市、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町、北方町） (H24. 4. 6)、中濃地域広域行政事務組合（関市、美濃市） (H24. 4. 6)

(13) 愛知県

- ・受入検討：愛知県 (H24. 3. 24)

(14) 三重県

- ・受入検討：松阪市 (H24. 3. 28)、三重県・市長会・町村会 (H24. 4. 20)

(15) 大阪府 [H24. 3. 30 に国より協力要請（約 18.0 万トン）]

- ・受入検討：大阪府、大阪市 (H24. 1. 26)
- ・その他：「大阪府域における東日本大震災の災害廃棄物処理に関する指針」を策定 (H24. 12. 27)。府知事が被災地（岩手県宮古市・山田町・釜石市）の処理状況を視察 (H24. 2. 20～22)。

(16) 関西広域連合

- ・その他：関西広域連合委員会を開催し、基準等を決定 (H24. 3. 27)。

(17) 滋賀県

- ・受入検討：高島市、近江八幡市 (H24. 3. 27)、長浜市 (H24. 4. 6)、米原市 (H24. 4. 6)、湖北広域行政事務センター (H24. 4. 6)

(18) 京都府

- ・試験処理：府知事が、処分場のある市町村長と協議し合意後に試験焼却を行う方針を表明 (H24. 3. 9)
- ・受入検討：舞鶴市 (H24. 3. 12)、京丹波町 (H24. 3. 15)、京都市 (H24. 3. 25)、宮津市 (H24. 3. 29)、福知山市 (H24. 4. 6)

(19) 鳥取県

- ・受入検討：米子市（H24. 3. 15）

(20) 山口県

- ・受入検討：防府市（H24. 3. 13）

(21) 愛媛県

- ・受入検討：愛媛県（H24. 3. 21）

(22) 福岡県

- ・受入検討：北九州市（H24. 4. 6）、田川郡東部環境衛生施設組合（大任町、香春町、赤村、添田町）（H24. 4. 6）
- ・その他：北九州市が「災害廃棄物の受入に関する検討会」を開催（H24. 5. 1）

(23) 沖縄県

- ・受入検討：沖縄県（H24. 2. 26）※沖縄県に来訪した野田首相に知事が受入れを検討する旨を伝える。

<最優先で広域処理の実現を図る自治体について（今後の状況に応じて変更あり。）>

【岩手県】

基本協定を締結している東京都との調整を引き続き実施。

群馬県、神奈川県（3政令市）、静岡県（2政令市）、青森県、秋田県、山形県、埼玉県（1政令市）、大阪府（2政令市）…H24. 3. 23, 3. 30 要請

北海道、千葉市、北陸【新潟県（新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、新発田市）、富山県（富山地区広域圏事務組合、高岡市、新川広域圏事務組合）、石川県（金沢市、輪島市）等】…H24. 4. 17 回答とりまとめ結果

【宮城県】

基本協定を締結している東京都との調整を引き続き実施。

青森県、山形県…H24. 3. 30 要請

茨城県、三重県、主に大阪湾広域臨海環境整備センターを活用することを検討している自治体【滋賀県（高島市、長浜市、米原市、湖北広域行政事務センター）、京都府（京都市等）、兵庫県（神戸市）】、福岡県（田川郡東部環境衛生施設組合、北九州市）（受入れについて具体的に御回答いただいた栃木県、千葉県、山梨県、岐阜県、愛知県、鳥取県、島根県について引き続き検討）…H24. 4. 17 回答とりまとめ結果

受入表明：

- ・都道府県知事または市町村長が災害廃棄物の受入れ時期・種類・数量等の具体的提示を含んだ表明を行った自治体。

受入検討：

- ・都道府県知事または市町村長が受入れの検討を行う旨を発言・表明した自治体。
- ・具体的提示は含まないが、都道府県知事または市町村長が受入れを行う旨を発言・表明した自治体。